

審議会等名	第3回つくばみらい市国民健康保険運営協議会
開催日	平成29年12月21日（木曜日）
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎3階会議室
出席者	出席委員 直井誠巳，染谷礼子，鈴木美和子，小菅新一，青木一郎， 横張雅彦，飯塚伸泰 事務局 吉田部長，稲見課長，村下主査，根本主査 欠席者 岡本善隆，海老原弘
議案	・諮問 「国民健康保険税の税率等改定」について ・その他
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午前9時30分 ・協議 <p>吉田保健福祉部長が市長代理として直井議長に諮問書を提出 事務局より諮問内容について，説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から示された仮算定結果の納付金額に基づき税率（案）を作成 ・前回の協議会で資産割を無くすことで理解を得たことに伴い，資産割を無くした税率を作成 ・資産割を無くすことによって急激な税額増になることを抑えるため，国保支払準備基金を取り崩し充当 ・県が示した第3回試算と今回の仮算定の標準税率の大きな相違である，過年度徴収額についても税率引き下げのために使用 <p>基金取り崩し額についての質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの増額と平均の増額を対比しながら，妥当と判断した金額に至った経緯を説明 <p>今後の基金の使用についての質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度，県から標準税額の通知があるため，毎年度税額変更が必要 当市は20数年かけて，県が算定した納付金に見合う保険税にしなければならず，その間，県から激減緩和措置額の交付を受ける。 県の標準税率を使用しても，必要徴収金が徴収できない場合もあり，予定以上に集まる場合もある。毎年の状況に応じて，基金の使用も必要となることもあるが，これからは基金に積み立てる余剰金の発生は難しいので，大事に基金を使用していく必要がある。

	<p>以上、各委員より異議なしを得る。答申については、議長一任にて提出</p> <p>その他 について事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第三期特定健康診査等実施計画書（案）については、12月7日に送付、12月13日から1月11日までパブリックコメントを行っている。パブリックコメント終了後質問があった場合、質問回答について事務局に一任させていただきたい。 <p>各委員より異議なしを得る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉会 午前10時30分
そ の 他	傍聴者数：2名